

自治体と NPO 法人による協働

石田 康博

はじめに

多くの自治体で「協働」を掲げた取り組みが行われている。その背景には地方分権改革の進展があげられる。地方分権推進法に基づいて行われてきた地方分権の一定の成果を踏まえ、地方分権改革推進法が 2006 年 12 月施行された。基本理念には地方公共団体の責務として自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力にみちた地域社会の実現を図ることとしている。これにより、行政と地域の関係が対等協力となり、自治体が独自の判断で地域と契約を結ぶことができるようになった。その結果として自主性が高められた。

2003 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律の施行によって指定管理者制度が導入された。従来であれば公の施設の管理を出資法人等に管理が限定されていたものが、条例に位置付けをしたうえで議会の議決を条件に民間事業者を含めた幅広い団体に、公の施設を管理運営委託できるようになった。NPO の活動領域が拡大し第 3 の分権へと進展した。

NPO 法人は以上のような法律の改正や、行政体制の見直しが後押しの要因となり、2007 年までに 31162 法人の登録があり、さまざまな分野で活動を展開している。行政での対応が難しい分野での対応が必要とされる分野では、機動的で専門的に活動する組織形態として認識されるようになり期待も高くなっている。

市民活動団体は独自の活動をしている団体に加え、行政の課題を解決するために協働で事業を行う団体も同様に増えている。今では公平性と公正性を担保するためにそのルール化が自治体で進められている。そこで、自治体と NPO 法人の連携における先行事例を参考に、自治体行政と NPO 法人との関係を考察し、地域課題の解決に求められる自治体と NPO の関係を探る。

背景

1995 年の阪神淡路大震災におけるボランティア活動は、災害復興の一助を担うことのみならず被災者の心のケアの役割も担った。その活動の必要性が証明され NPO の存在意義を高めた。これを受け 1998 年 12 月 1 日に市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進する目的で、特定非営利活動促進法ができた。行政が担うべき役割を民間の活動団体と協働で進めていく取り組みが既に定着している。

団体が活動していく上で重要なのが資金である。自治体からの補助金はある程度まとまった金額になるので、活動を有効に進めていく上でも重要な財源となっている。NPO 自体は資金源が限られており、資源や施設が不足していることが多く、一定の資源を自治体のルールに基づいて公平で公正な支出による補助や助成が必要となっている。

自治体行政は税の支出についてなるべく市民から不平不満の声がでないよう、マジョリティーに配慮した政策を実行しようとする。ところが、本来なら行政が担う役割をマジョリティーに配慮した結果、実行することが出来ない場合がある。

例えば不登校の子供のケアである。悩みをかかえ登校しない子供を学校に通わせることは、家庭と学校の共通の問題である。当然、不登校になってしまった子供の心ケアは行政サイドでは対応することは難しく、経験と専門知識を持った者の方が効果的であることがある。そこで、専門に活動している民間の団体に対応してもらうことにより課題解決することが可能である。このようなケースではマイノリティーの声を政策実現し市民サービスの向上へとなる。こうした問題にかかわらず同様の協働で解決できる課題は多くある。

川崎市の協働ルール動き

川崎市の協働は250を超えるNPO法人がさまざまな分野で活動を展開し地域を牽引している。条例では2005年4月に自治基本条例が策定され、自治運営の3つの基本原則の1つとして協働が位置づけられ、市民活動団体との連携が謳われている。新総合計画の重点戦略プランには、「協働のまちづくり」が記されている。

これからの課題として協働の6原則に基づいた民間団体等との連携の基準や、行政の支援のあり方がルール上必要になり、行政による課題解決の手法に民間団体と対等協力の関係を築かなくてはならない。

団体は協働型事業を選択する方法としては、次の2つある。1つは市民活動団体等から企画を募集して選考された企画事業を市民活動団体等に委託して実施する提案制度として行う場合と、2つ目に、企画の段階で市民活動団体から相談を受け調整や意見交換を行いながら事業化をはかる場合である。また、区における提案として区の推進事業として行われているケースもある。

協働型ルールの策定について

行政によるNPO支援のあり方については、協働型のルールによる制度設計において補助基準の策定と選定プロセスの透明化、想定される成果と達成目標を明確にすることこそ重要である。NPOの自律性を高めるためにも、寄付者に対する寄付金控除の拡大をはかり、寄付をしやすくすることも必要と考える。

川崎市の例では（仮称）川崎市協働型事業のルールは、各区の地域課題を迅速に解決し、行政が必要としているが民間に任せるべきサービスを選出する仕組みづくりに一定の期待をするものである。対等・自主性の尊重・自立化・相互理解・目的共有・公開の6原則は基本としながら、加えて公平・公正が基本となる。

川崎市のルールづくりの課題として1つあげられるのは、NPOが全市的な展開をしたいと考えても、区ごとのルールしかないために対応しきれない部分も出ているという点である。例えば、子供のいじめ相談や環境問題などは、区を超えた活動団体となるが支援の対象とならない。区ごとのルールの中には受け入れる体制が整っておらず、除外されるなどの課題もあると考える。

川崎市全体の状況を把握したうえで川崎市全域をカバーする制度設計を整える必要がある。各区の課題を解決するために行政と民間が一緒に取り組むためのルールづく

りとあわせて、全市的な取組みを行うべき団体の支援体制とルールが必要である。行政の直営による事業を協働型事業に転換をしてくやり方はこれからの地方自治のあり方だと考える。

提案型協働事業は、多くの都市で実施され、実績もあがっており、地域課題の解決には欠くことの出来ない地域サービスであったり、面白いアイデアであったりと、それぞれ違ったりソースによる相互補完性のパートナーシップは有効である。

<参考文献>

坂本文武『NPOの経営』 日本経済新聞社

佐藤徹・高橋秀行・増原直樹・森賢三『市民参加』 公人社

山岡義典『NPO基礎講座』 ぎょうせい

伊佐淳・小島廣光・桜井政成・吉田忠彦『ボランティア NPO の組織論』 学陽書房